

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業として社会的責任を果たしていく上で、継続的事業成長の実現を通して従業員の自己実現を支援し、当社の創造した付加価値を通じてお客様をはじめとするすべての関係者に貢献できる「100年企業の創造」を最大の経営目標としております。

このため、経営の透明性及び健全性を高めるとともに的確な意思決定に基づく迅速な業務執行、及びこれらの適切な監視を可能とする経営体制を構築するとともに、(1)適正な情報開示によるアカウンタビリティの実践による利害関係者への調整機能の実現、(2)役員・従業員のコンプライアンス意識を高めていくことによる社会的責任の実現 のためにコーポレート・ガバナンスの充実に努めていくことを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森川 徹治	850,000	36.21
ディーバ従業員持株会	350,000	14.91
野城 剛	157,600	6.71
株式会社オービックビジネスコンサルタント	100,000	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	76,000	3.23
森川 敬之	70,000	2.98
ピー・シー・エー株式会社	55,900	2.38
和田 成史	47,600	2.02
小峰 俊之	32,000	1.36
鈴木 邦男	30,700	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	大阪 JASDAQ
----------------	-----------

決算期	6月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、決算会計監査報告会に出席し、監査法人から報告を受けるとともに、聴取・討議の機会を設け、相互に業務・財務における内部統制の状況について確認をおこなうことにより連携を図っております。
監査役と内部監査担当者は、業務監査の連携を取り、効率的な監査に努めているほか、相互に聴取・討議の機会を設け、経営と業務執行の状況が適正に、効率的におこなわれているかの確認をおこなうことにより、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鈴木 邦男	他の会社の出身者				○	○				
清水 貴之	公認会計士					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
鈴木 邦男		有限会社ケイ・エス・マネジメント代表取締役	日本IBM株式会社の元理事であり、情報産業界での豊富な経験と知識を活かし、当社の経営の健全性を向上させるべく監査・監視機能の

清水 貴之	○	株式会社パブリックファイナンス研究所代表取締役	強化を図るため、選任しております。 公認会計士の資格を持ち、会社の財務・法務に精通しており、会計・経営に係る多くのコンサルティング経験を活かし、専門家の立場から経営判断及びその意思決定の過程における経営監視機能の強化を図るため、選任しております。 また、上記の選任理由に加え、独立役員として当社との関係項目に該当事項がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、取締役会において当社の独立役員として指定しております。
-------	---	-------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
--	--------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---	--

当社は、取締役の業績責任を明確にすることを目的として業績連動型報酬制度を導入しており、事業計画の達成度合いに応じて、連結損益計算書における利益を基準とした業績連動の役員賞与を支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

平成23年6月期における取締役及び監査役に対する役員報酬の内容については次のとおりです。
・取締役を支払った報酬 73,729千円・監査役を支払った報酬 18,000千円(うち社外監査役 8,000千円)
なお、平成23年6月期の業績連動報酬制度による役員賞与の支給はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された固定枠と変動枠(業績連動賞与)の限度額において、各取締役の職責に応じた報酬と役位に応じた報酬及び会社業績における成果に連動して算定する報酬とを組合せて算定することを基本としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外役員(監査役)を補佐する専従者はありませんが、連絡を含む事務・その他職務の補助については、管理部門担当者が行っております。

社外監査役への連絡は、常勤監査役又は事務補助担当者より取締役会議案資料等の必要事項について、可能な限り事前の説明、案内等による情報提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行

1) 取締役会

当社の取締役会は現在、取締役5名、監査役3名により、原則として、毎月第3月曜日に定時取締役会を開催し、必要な議案等がある場合には、随時臨時取締役会を開催して、経営上の重要な意思決定を行っております。

2) 執行役員会及び本部長会議

当社は、毎週金曜日に執行役員会、月曜日に本部長会議を開催し、執行役員(取締役を含む本部長)の権限の範囲での業務執行報告を行い、部門間の調整事項及び意思決定が必要な事項について、検討・意思決定を行っております。

3) 部門週次報告

当社は、毎週月曜日に各部門から週次報告を発信し、業務の執行状況、事業計画の進捗状況についての報告を実施しております。

情報の共有、課題等に対する方針、決定事項を連絡することにより情報の周知をおこなっております。

(2) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役から事業の業務執行状況の報告を聴取、重要な決裁書類等の閲覧、各部門における業務及び財産の状況の調査をおこなうとともに、決算期においては会計監査の結果を受け、事業報告・計算書類及び附属明細書につき検討を加えたうえで監査報告書を作成しております。

また、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、財務数値の正確性の担保及び適正な財務報告の体制整備による情報開示の強化に努めております。

(3) 取締役及び監査役報酬の決定に関する方針

1) 取締役報酬

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された固定枠と変動枠(業績連動賞与)の限度額において、各取締役の職責と役位に応じた報酬及び会社業績における成果に運動して算定する報酬とを組合せて算定することを基本としております。

2) 監査役報酬

監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の組織はフラットであり部門もシンプルであるため、社外取締役を選任して業務執行の状況を客観的に判断するより、業務と組織に精通している社内取締役が、意思決定・業務執行をおこなうことが有効であると判断しており、社外取締役を選任しておりません。外部環境の変化の激しさに加え、事業成長にともなう組織の伸張・内部環境の変化の状況の客観的な判断、業務執行状況の課題・問題点の指摘、経営方針への助言等の支援を期待できる社外取締役の選任については、前向きに検討していくこととしております。

また、常勤監査役の監査のほか、2名の社外監査役による監査により、経営監視体制の客観性・中立性は十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の説明事項についてスライド表示しながら議事進行する等の運営の工夫に取組み始めたところであり、今後より一層、株主総会の活性化及び議決権の行使の円滑化に努めることとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP(IRページ)に「情報開示方針」としてディスクロージャーポリシーの公表を行なっております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、決算情報を含む会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、本決算公表後の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIRサイトをオープンし、適時開示資料のほか、決算説明資料・財務報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室がIRを担当し、経理部門と協力して実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	情報の取扱いについて注意を促し、情報漏洩やインサイダー取引を未然に防止することを目的として「インサイダー情報管理規程」を制定しております。また、「DIVA行動基準」を制定しており、コンプライアンスの基本方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示方針」を作成し、当社HP(IRページ)で公表しております。
その他	DIVA行動基準及び思考・行動理念として「OPEN(変化に対して前向きに、正々堂々を旨とします。)」 「Value(お客様への貢献に対するフェアバリューを心がけます。)」 「STRETCH(情熱を持ってたゆまぬお客様貢献価値向上を目指します。)」の実践を通じて当社事業に係わるすべてのステークホルダーを尊重した活動・行動に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

社会の公器として会社組織・活動の責任を果たし、事業の成長性と会社組織の継続的・効率的な運営を目的として、当社は株主総会を会社の最高機関とし、次のとおりの機関設計及び内部統制システムを構築しております。

- 取締役会を設置、代表取締役を選定することによる、的確な意思決定、迅速な業務執行。
 - 監査役会を設置、監査役による経営の健全性の向上及び監視・監督機能の強化。
(常勤監査役の業務監査機能、社外監査役の取締役監視、意思決定監督機能)
 - 会計監査人の設置、会計監査による財務報告及び内部統制の適正性の確保と開示・情報提供機能の向上。
 - 社長を委員長とするコンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会による法令・諸規則の遵守、浸透。
- なお、以下のとおり内部統制システム整備に関する基本方針を取締役会において決議しております。

1. 取締役のコンプライアンス体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、「DIVA行動基準」を遵守し、「DIVA Value」を実践し、法令・定款及び取締役会規程、その他社内諸規則等に則り、適切に業務を執行します。
 - 2) 取締役は、業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。
 - 3) 取締役は、企業倫理・コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応についてコンプライアンス委員会で審議、検討するとともに、速やかに監査役へ報告するものとします。
 - 4) 監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会ほか重要な会議への出席、業務執行の状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査します。
- (2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の取締役会は、月1回の定時取締役会を基本とし、必要に応じて随時、取締役会を開催し、意思決定及び迅速な業務執行を行うとともに、取締役の経営上重要な決定及び業務執行の状況について監督します。
 - 2) 取締役を責任者又は委員とする各種会議体・委員会は、権限の範囲内において、業務執行の審議・決定等を行います。
 - 3) 経営方針、事業計画に基づく組織編成により、経営の分権化を推進します。
 - 4) 経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応するため、取締役の任期は1年としています。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び取締役会規程・文書管理規程、その他の関連規程に基づき、担当部門が適切に保存及び管理します。

2. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、業績の進捗状況及び経費管理の徹底について、ローリング・フォーキャスト・マネジメントによる業績状況把握を経営環境に応じたサイクルで実施することにより、業務及び資金の適切な管理とともに、リスクの未然防止を実施します。
- 2) 当社は、コンプライアンス、情報資産、その他事業に関する事項についてのリスクを、必要な規程・マニュアル等を整備し、周知すること等により管理します。

なお、コンプライアンスの徹底には、コンプライアンス委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

また、情報資産の管理は、情報セキュリティ委員会において管理及びその対応の強化を図ります。

3) 当社は、業務遂行上の必要に応じ、弁護士・会計監査人・税理士等の専門知識を有する第三者に相談、助言・指導を受けるものとします。

(2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 従業員は、「DIVA行動基準」を遵守し、「DIVA Value」を実践し、法令・定款及び社内諸規則等に則り、業務を行います。
 - 2) 当社は、従業員のコンプライアンス意識を高め、社会的責任ある行動を推進するため、社内諸規程の整備を進めるほか、社長の指示による内部監査を実施します。
 - 3) 従業員は、法令・定款及び社内諸規則違反若しくは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときには、内部通報制度である「コンプライアンスホットライン」に報告又は相談を行います。
 - 4) 取締役は、監査役から従業員のコンプライアンス体制、内部通報制度についての意見及び改善の要求があった場合には、コンプライアンス委員会において、速やかに対応又は改善を図ります。
 - 3) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社子会社は、当社の経営方針並びに「DIVA行動基準」を遵守し、「DIVA Value」を実践することを共有し、グループの企業価値向上に貢献します。
 - 2) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・改善を支援し、子会社と協力して推進していきます。
- (4) 財務報告の適正を確保するための体制
- 当社は、取締役会の指揮のもと、財務報告の適法及び適正を確保するための整備、運用体制を構築し、財務報告に係る内部統制について、自己評価と独立の評価を定期的実施するとともに会計監査人による監査を受けます。
- (5) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
- 当社は、「DIVA行動基準」において、反社会的勢力の排除並びに反社会的行為の禁止を宣言し、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本的な考え方としています。
- なお、平素からの情報収集に努めるほか、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等の専門家と緊密に連絡を取り、組織的に速やかに対処することとしています。

3. 監査役監査に関する体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務を補助する従業員を置いておりませんが、取締役会は、監査役の要請に基づいて協議を行い、当該従業員を任命、配置することができるものとします。
 - 2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の職務の補助者に任命された従業員の指揮・命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、グループ長会議に出席し、業務の状況について報告を受けており、必要に応じて、その他の会議・委員会に出席又は議事録の閲覧が可能な体制となっております。
 - 2) 監査役は、取締役及び従業員に対し、定期又は随時に事業及び業務の報告を求められることができることとなっております。
- (3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、代表取締役社長との意思の疎通及び意見交換のための会合を実施することが可能な体制となっております。
 - 2) 会計監査人及び内部監査人も意見交換や情報交換を行い、連携しながら必要に応じて調査及び報告を求められることが可能な体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力への排除に関しては、内部統制システムに関する基本方針で定めるほか、次のとおり体制の整備に努めていくこととしています。

1. 「DIVA 行動基準」の中で反社会的勢力の排除、および反社会的行為の禁止を宣言しております。
- また、役員・従業員から毎年「行動基準・秘密情報の管理について」に関する誓約書の受領をおこなっており、反社会的勢力の排除を含むコンプライアンスの遵守に関して周知、確認をおこなっております。
2. 業務推進本部を担当部署として、不当要求防止責任者の選任をおこなっており、反社会勢力の排除に対して所轄警察との連携、暴力団追放運動推進都民センターの活用・情報収集等をおこなうこととしております。
- また、主要な取引先については基本契約締結時に反社会的勢力に関する確認を可能な範囲でおこなっておりますが、今後更に業務レベルにおける具体的な取組みを検討し、反社会的勢力の排除に関する周知・徹底および対応強化に努めていくこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

該当事項はありません。

現在価値の100%顕在化、将来価値の創造の継続を通して、企業価値の最大化を目指すことを基本方針としており、買収に対しても最も有効な対策と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社の会社情報に関する適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

会社情報の適時開示は、当社が社会的責任を果たすうえで、広く当社を理解してもらうことのできる唯一の手段であり、当社利害関係者への調整、およびコーポレートガバナンスの形成を担う重要な機能であると認識しており、その情報の取扱いについては、適時・適切、公平に提供していくこととしております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社の業務等に関する重要事実は、情報取扱責任者である担当役員により管理され、担当部門である管理部において適時開示業務がおこなわれており、適時開示体制の強化・整備に努めております。

なお、当社はお客様の決算情報を取扱うことから証券取引法に関する法令、証券取引所の諸規則及び社内の「インサイダー情報管理規程」の周知・徹底に努め、社内教育のカリキュラムとして研修を実施しております。

また、情報管理の社会的な情勢と影響を鑑み、情報セキュリティ委員会を設置し、現在、セキュリティポリシーと関連書規則の策定を行っており、全社的な情報管理体制の強化を図っております。

3. 適時開示の流れ

業務等に関する重要な事項は、各会議体及び報告で周知、共有されており、適時開示対象となる事項については、情報取扱責任者の管理の下、所定の開示手続きを実施することとしております。

緊急を要する発生事項やその他重要な事項の決定や決算に関する情報については、情報管理責任者へ情報が集約され、内容を精査・確認し、適時開示の対象となる事項と判断される情報については、所定の開示手続きの後、リリースの配信・当社ホームページへの掲載などの方法で開示することとしております。

4. 適時開示体制の監視状況

(1) 監査役

取締役会その他重要な会議に出席しており、会社情報に係る重要な発生事項の報告、決定事項の状況について監査しているほか、決算情報と財政状態の確認を含め、総合的に適時開示に係る社内体制の運用状況を監視しております。

(2) 適時会時に係る取締役会

当社では、決算情報ほか適時会時に該当する事項に関しては、公認会計士を含む取締役・監査役により取締役会において、決議する適時開示書類及び有価証券報告書の作成の適正性について確認を行っております。

[適時開示体制の概要]

